

## 令和2年度事業計画

### 第1 会議等の開催

- 1 本年は、役員改選年であることから、指名委員会を開催、新役員審議を実施する。
- 2 令和2年度総会において、前年度事業結果報告及び収支決算報告、本年度事業計画・収支予算の報告・その他重要事項の審議を実施する。
- 3 臨時総会は必要に応じて、その都度開催する。
- 4 次年度における事業計画（案）、収支予算（案）は、令和3年最初の理事会において審議を実施する。
- 5 理事会は、概ね年5回開催するほか、必要に応じてその都度開催する。
- 6 協会事業推進のため、各関係委員会を開催するとともに、必要に応じて特別委員会等を設置して必要事項について審議を行う。

### 第2 関係官庁及び関係機関・団体等との連携

- 1 警備業務に密接に関係を有する警察本部、労働基準監督署、県土整備部技術検査課、県農政部畜産課、防犯関係団体、暴力団等反社会的勢力排除に関連する団体、建設業関係団体等と積極的に情報交換を行うとともに緊密な連携を図り犯罪実態や事件、事故の発生状況、労働関連問題、災害発生(含む鳥インフル発生)時の対応、自家警備問題等各種情報交換を行い、必要に応じ会員各社に情報提供等を行う。
- 2 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者等に対して、学識経験者や関係官庁の担当官等を講師として招聘し、研修会等を開催するなどして、警備業法及び関係法令の知識向上を図る。
- 3 その他、協会事業の適正かつ円満な運営を図るため、労働基準局、消防署、小学校校長会、報道機関等関係団体との意見交換を図る。

### 第3 全国警備業協会及び各県協会との連携

- 1 適正な協会運営を図るため、全国警備業協会及び中部地区警備業協会連合会が開催する会議及び研修会に積極的に参加するとともに、全国警備業協会及び中部地区各県警備業協会と連携を図る。
- 2 警備員指導教育責任者講習講師、特別講習講師の育成と資質の向上を図るため事業センター等が行う教育幹部研修会、特別講習講師研修会を計画的に受講させ各講師の養成と指導能力の充実に努める。

#### 第4 安全・安心まちづくり県民運動への参加と社会貢献活動の推進

- 1 「岐阜県安全・安心まちづくりフレンドリー企業」として、通常業務を通じて事件、事故の未然防止及び社会の安全確保に貢献する「地域安全活動」の各種事業に協力するとともに、県民の自主防犯、防災意識の普及等に努める。
- 2 交通誘導警備業務をはじめ各種警備業務を通じて、犯罪又は不審者等に関する情報を認知した場合は、積極的に警察に協力し、110番通報するなど防犯活動に努める。
- 3 岐阜県をはじめとする関係機関及び団体等の行う地域安全運動、交通安全運動火災予防運動等の各種防犯、防災活動に積極的に参加・協力する。

#### 第5 総合防災対策関係

- 1 岐阜県と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」、岐阜県警察と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する細目協定」に基づき、警備員の出動体制の確保及び各種資機材の充実を図るとともに、有事に備え岐阜県総合防災訓練や広域緊急援助隊合同訓練等に参加し、災害支援体制を構築する。
- 2 岐阜県（農政部畜産課）・岐阜県警察と鳥インフル等発生時に緊密な連携が出来るよう体制づくりを推進する。
- 3 災害発生時に即応できるための支援隊員の育成及び支援隊に必要な装備資材等の整備に努める。

#### 第6 警備業務の適正化と健全な協会運営のための各種事業の推進

- 1 生活安全産業としての警備業の社会的責任を果たすため、犯罪、事故、災害の防止に関する知識の普及及び啓発並びに調査・研究等の事業を積極的に推進する。
- 2 労働関係法令の遵守等について指導啓発を行う。
- 3 社会的性格を有する警備業務の適正化を図るため、警備業法等関係法令の遵守及び不祥事案の防止に関する各種事業を展開する。
- 4 「暴力団等反社会的勢力排除対策連絡協議会」の活動強化を図り、岐阜県警察等関係機関との緊密な連携を図るとともに、「不当要求防止責任者等暴排担当責任者」の選任を進め、「不当要求防止責任者講習」の受講促進を強化し、暴力団等反社会的勢力による不当介入・干渉等を排除する活動を徹底する。

#### 第7 教育事業の推進

- 1 警備員の資質の向上を図るため、各種教養資料の提供等の情報発信を行い、現任警備員講習の充実を務める。
- 2 警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者及び警備員の教育に必要な資料・教材の研究・開発、整備に努める。
- 3 警備員教育に携わる警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の合同研修

会を開催し、教育幹部の資質の向上に努める。

- 4 警備員指導教育責任者講習講師、特別講習講師の計画的な育成及びレベルアップを図るため、警備員特別講習事業センター「研修センターふじの」における現任講師研修会等を受講させ、教育体制の強化を図る。
- 5 特別講習等の適正かつ円滑な実施を図るための必要な資機材及び教材等の整備に努めるとともに、内容の充実を図るため特別講習講師を中心とした講師研修会を開催する。

## 第8 岐阜県公安委員会から委託された講習に関する事業

岐阜県公安委員会から委託された警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施にあたっては、関係官庁と緊密に連携した適正かつ円滑な実施に努める。

- 警備員指導教育責任者講習（1号業務、2号業務、3号業務、4号業務）
- 機械警備業務管理者講習

## 第9 警備員の検定に係わる指定講習に関する受託事業

特別講習の開催にあたっては、一般社団法人警備員特別講習事業センターと緊密に連携して、適正かつ円滑な実施に努める。

- 2級講習
  - ・ 施設警備業務2級
  - ・ 交通誘導警備業務2級
  - ・ 雑踏警備業務2級
  - ・ 貴重品運搬警備業務2級
- 各業務1級及び2級講習は、愛知県等他府県で開催される特別講習の受講を紹介する。

## 第10 労働災害の防止

- 1 労働災害防止のための調査・研究及び論文・標語・ポスター作成を推奨し、啓発活動並びに労働安全衛生運動の推進を図る。
- 2 関係機関との連携による安全パトロールを実施し、事故防止への指導啓発活動を推進するとともにその結果について周知を図り、事故防止に努める。
- 3 適正な警備業務の推進及び重大な労働災害事故防止のため、交通誘導警備員の現任教育等において、これまでの教訓などを活用した受傷事故防止教育が推進されるよう広報に務める。

## 第11 基本問題の改善に向けた各施策の推進

- 1 警備業の基盤を確立し、人材不足解消のため、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を積極的に推進するための諸活動を行う。

- 2 各種講習講師候補者の募集を積極的に行い、将来を見据えその育成に努める。
- 3 警備員不足解消のため、労働市場の拡大（女性・中高齢者層）を図るなど各種広報活動を積極的に推進する。
- 4 適正な警備業務の提供及び労務単価の改善等を目的として、「社会保険加入」の促進を図るとともに経営基盤の強化、社会的地位の向上を図る。
- 5 警備員の人材不足解消と定着化促進のため、労働基準監督署及びハローワークとの連携強化に努め、各種補助事業の周知に努める。

## 第12 表彰制度の適正な運用

- 1 多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し、社会公共の安全確保について顕著な功績のあった個人に対する表彰を行う。
- 2 多年にわたり警備員の教育又は災害時における警察若しくは行政機関に対する支援・協力（支援・協力を行うための訓練を含む。）に係る活動に従事する等警備業の健全な発展に顕著な功績があった個人に対する表彰を行う。
- 3 警備員としての使命を自覚し、旺盛な責任感と勤務意欲をもって職務執行にあたり、警備業の信頼を高めた者に対する優良警備員表彰を行う。
- 4 多年にわたり警備業の健全な発展に積極的に取り組み、社会公共の安全の確保に顕著な業績のあった団体に対する警備業功績団体表彰を行う。
- 5 表彰制度の適正な運用についての調査・研究を行うとともに、全警協等への表彰上申を行う。

## 第13 広報活動の積極的な推進

- 1 警備業を一般に周知するため、「子ども絵画・作文及び写真コンクール」を実施するとともに作品の募集活動を積極的に推進し、「警備の日」を通じて作品の展示や報道機関への発表等広報活動を実施する。
- 2 あらゆる機会を通して警備業に関する情報を収集し、必要な情報は積極的に協会通信、ホームページ等で発信するなど、社会公共の安全に寄与するため、効果的な広報活動を実施する。
- 3 県民の安全・安心に寄与する警備業に対する理解と協力を得るため、公共団体主催の防災訓練等に参加し、地域住民に警備業の存在の積極的広報を推進する。
- 4 協会機関紙「濃飛のたより」に協会の活動を掲載し、会員をはじめ関係機関・団体等へ配布し、より一層警備業の理解を深める広報を推進する。